令和 8 年 11 月 5 日

報道関係各位

高額障害福祉サービス等給付費および新高額障害福祉サービス等給付費の支給誤りについて

福生市において、高額障害福祉サービス等給付費および新高額障害福祉サービス等給付費の支給事務を点検したところ、事務手続き上の誤認により一部の対象者に対して給付費を過小に算定・支給していたことが判明しました。

1　概要

高額障害福祉サービス等給付費は、同一世帯において同一月に利用した障害福祉サービス等および介護保険サービスの利用者負担額の合計が一定額を超える場合に負担軽減を図る制度です。介護保険サービスの自己負担額は、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に合算対象となります。

また、新高額障害福祉サービス等給付費は、一定の要件を満たす高齢障害者について、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した後の利用者負担の軽減を図る制度です。

このたび支給事務を点検した結果、本制度ならびに国から示された支給事務マニュアルを誤認していたことが原因で、高額障害福祉サービス等給付費において、介護保険サービス併用者分の加算を行わずに算定していたため支給額に不足が生じていました。また、新高額障害福祉サービス等給付費においても、65 歳に到達して障害福祉サービスが終了し介護保険サービスに移行した方を含めずに算定していたため支給額に不足が生じていました。

2　対象者および支給予定額

〈対象者〉

介護保険サービスを併用していた高額障害福祉サービス等給付費の支給対象者：9 名

介護保険サービスに移行した新高額障害福祉サービス等給付費の対象者：11 名

〈支給予定額等〉

給付費の種類	支給対象となる期間	支給予定額
高額障害福祉サービス等給付費	平成 28 年度～令和 7 年度	446,015 円
新高額障害福祉サービス等給付費	令和元年度～7 年度	2,137,426 円
合　　計		**2,583,441 円**

3　今後の対応

対象となる方には、速やかに不足額を追加支給します。併せて、個別に謝罪をするとともに、改めて書面にて経過と支給手続きについて説明します。

4　再発防止対策

本制度ならびに支給事務処理マニュアルの正確な理解と遵守、算定手順の見直し、複数職員による確認の徹底等を行い、再発防止に努めます。

【問合せ】障害福祉課障害福祉係　TEL042-551-1742（直通）